（法第二十一条第三項の国土交通省令で定める事項）

第二十九条の二十　第二十九条の十八の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の国土交通省令で定める事項について準用する。

（法第二十一条第三項の国土交通省令で定める期間）

第二十九条の二十一　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる期間のいずれかとする。

一　四十歳に達した日の属する年度の初日から末日までの期間

二　四十歳に達した日の翌日から起算して一年間

（法第二十一条第三項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

第二十九条の二十二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の規定により、船員に対して、第二十九条の二十において準用する第二十九条の十八に定める事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

一　面談による方法

二　書面を交付する方法

三　ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法

四　電子メール等を送信する方法

2　第二十九条の二十において準用する第二十九条の十八に定める事項について、船員に対して、次の各号に掲げる方法により知らせた場合には、当該各号に定める装置又は機器により受信した時に当該船員に到達したものとみなす。

一　前項第三号の方法　船員の使用に係るファクシミリ装置

二　前項第四号の方法　船員の使用に係る通信端末機器

（法第二十二条第二項第三号の国土交通省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置）

第三十一条の三　前条の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十二条第二項第三号の国土交通省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置について準用する。この場合において、前条各号中「育児休業」とあるのは、「介護休業」と読み替えるものとする。

（法第二十二条第四項第三号の国土交通省令で定める介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置）

第三十一条の四　第三十一条の二の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十二条第四項第三号の国土交通省令で定める介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置について準用する。この場合において、第三十一条の二中「育児休業の取得」とあるのは「介護両立支援制度等の利用」と、「育児休業に関する制度」とあるのは「介護両立支援制度等」と読み替えるものとする。

（法第二十二条の二の規定による公表の方法）

第三十一条の五　（略）

（法第二十二条の二の国土交通省令で定めるもの）

第三十一条の六　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十二条の二の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの割合とする。

一　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第二十二条の二の規定による公表の方法）

第三十一条の三　（略）

（法第二十二条の二の国土交通省令で定めるもの）

第三十一条の四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十二条の二の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの割合とする。

一　（略）